

令和 6 年度
静岡県裾野市、静岡県掛川市、
愛知県知多郡東浦町及び広島県府中町における
PPPPFI 手法優先的検討規程策定・
運用に関する調査検討支援業務

業務報告書（概要版）

令和 7 年 2 月

— 目 次 —

| | |
|--|-----------|
| 1. 業務内容 | 1 |
| 1.1. 本業務の目的..... | 1 |
| 1.2. 本業務の概要..... | 1 |
| 2. 支援対象団体に対する検討 | 3 |
| 2.1. 静岡県裾野市..... | 3 |
| 2.2. 静岡県掛川市..... | 6 |
| 2.3. 愛知県知多郡東浦町..... | 8 |
| 2.4. 広島県府中町..... | 11 |
| 3. 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点 | 17 |
| 3.1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点..... | 17 |
| 3.2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点..... | 18 |
| 3.3. 現行の手引類で改善を検討すべき点..... | 18 |
| 4. PPP/PFI 事業への地域の企業の参画状況等の整理 | 20 |
| 5. セミナー・説明会開催の運営補助 | 22 |
| 5.1. 「第1回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助..... | 22 |
| 5.2. 「第2回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助..... | 23 |
| 5.3. 「第3回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助..... | 24 |
| 5.4. 「第4回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助..... | 25 |
| 5.5. セミナー年間プログラム「公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー(全4回)」 に対するアンケート..... | 26 |
| 6. 内閣府からの提供情報のとりまとめ | 29 |

1. 業務内容

1.1. 本業務の目的

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とするものである。

1.2. 本業務の概要

(1) 支援対象団体に対する検討

a) 優先的検討規程案の策定支援

優先的検討規程の策定・運用の準備及び試行段階として、優先的検討規程案を策定しようとする支援対象団体の取組について、下記の支援を実施する。

- (ア) 支援対象団体が優先的検討規程を策定・運用しようとする目的を明確化する。
- (イ) 上記を踏まえ、支援対象団体が PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する取組を継続的に実施できるように、優先的検討規程案に取り入れるべき方策の案を作成する。
- (ウ) 実効性のある優先的検討規程を策定、あるいは運用するために求められる知見を提供する。

図表 1 支援対象団体一覧（自治体コード順）

| 自治体名 | 規程を運用して進める事業案件 |
|-----------|------------------|
| 静岡県裾野市 | 公共施設の包括施設管理業務委託 |
| 静岡県掛川市 | 未利用公共施設の有効活用 |
| 愛知県知多郡東浦町 | 森岡地区拠点施設整備事業（仮称） |
| 広島県府中町 | 揚倉山健康運動公園再整備事業 |

b) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

上記 a)の支援を通して支援対象団体が策定した優先的検討規程案に基づき、以下の支援を実施する。

- (ア) 支援対象団体の職員が、規程を運用して進める予定の事業案件について、支援開始時の段階から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図を作成するにあたって、必要な情報を収集し、提供する。
- (イ) 上記の支援を通じて作成した手順フロー図において、現在の段階から次の段階に進めるために、必要な情報を収集し、整理する。
- (ウ) 本支援を通じて得られた知見をもって、規程案の運用における課題を検討し、整理する。
必要に応じて規程案へのフィードバックを行い、規程の策定に向けての改善案を提示する。

c) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

- (ア) 支援対象団体が、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について整理する。
- (イ) 上記を踏まえ、他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見から整理する。

(2) PPP/PFI 事業への地域の企業の参画状況等の整理

公表資料や内閣府より提供するデータ等を用い、全国の PPP/PFI 事業の実施状況について、

事業の種類、金額規模別に分類するとともに、地域の企業の参画状況（代表企業、構成企業など）について把握し整理する。なお、令和5年度分のPPP/PFI事業について分類・整理する。

(3) セミナー・説明会開催の運営補助

内閣府が開催する地方公共団体等を対象としたセミナー・説明会の開催・運営に関する支援を行う。（開催回数は4回とし、オンラインでの開催）

a) 事務局資料等の作成

セミナー・説明会を開催するにあたり必要な事務局資料等の作成を補助する。事務局資料の内容は議事次第、出席者リスト及び留意事項等を想定している。

b) セミナー・説明会の開催・運営補助

セミナー・説明会の開催に必要なオンライン会議のシステムを構築する。セミナー・説明会に参加するアカウントは最大で500程度、セミナー・説明会の内容は講演及び質疑応答を想定している。なお、オンライン会議のシステムの構築に必要な資機材の確保は、受注者が行うものとする。

c) セミナー・説明会の記録

セミナー・説明会の様子を動画撮影し、記録媒体を納品する。

d) アンケートの実施及び取りまとめ

各セミナー・説明会における質疑応答の概要の記録、セミナー・説明会終了後のアンケートの実施及びアンケート結果の取りまとめを行い、セミナー・説明会の効果や地域における課題等を抽出し整理する。

(4) 内閣府からの提供情報のとりまとめ

内閣府が提供する資料を基に、PPP/PFI事業に関する仕組み、事例、情報等を説明する資料をA4横版10頁程度でとりまとめる。

2. 支援対象団体に対する検討

2.1. 静岡県裾野市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 静岡県裾野市における優先的検討規程策定の目的

裾野市では、平成 28 年 8 月に「裾野市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の適正な維持管理に向けて財源確保を図るため「公共建築物の床面積の総量を今後 30 年間で 30%縮減する」ことを目標として取り組んでいる。

これまで施設所管課が施設ごとに独自に判断し、従来方式により整備を進める傾向にあったところ、令和 5 年度に公共施設のマネジメント部署が設置されてからは、PPP/PFI について検討がされるようになったが、令和 5 年度まで実際の導入はない状況にある。

このような背景から、裾野市において、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「裾野市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「裾野市 PPP/PFI 導入ガイドライン」を策定することとした。

b) 裾野市 PPP/PFI 優先的検討規程を策定する際のポイント

裾野市の優先的検討規程を策定する際のポイントについては、以下のように整理している。

(ア) ポイント 1：対象事業分野

優先的検討規程の対象事業分野としては、「建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業」又は「利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業」とし、PPP 事業全般を幅広く検討することとしている。

(イ) ポイント 2：対象基準

裾野市は、内閣府が示す「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」における事業費基準（「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」を満たす事業は少なく、同基準では優先的検討の実効性が担保できない課題意識があった。

上記の状況を受け、裾野市では定量的な事業費基準を定めず、「国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」または「他、公共施設マネジメントプロジェクトチーム（以下、「FMPT」という。）で必要と認められた事業」とした。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制

裾野市においては、施設所管課が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、公共施設経営課が各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、FMPT での協議を経て、庁議において政策決定を受けることを義務付けることとする。

(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）

裾野市では、簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：検討プロセスの工夫による職員負担軽減

裾野市では、施設の規模に鑑みても PFI の対象候補となる施設も少ないことに加え、PFI について詳しい職員は少なく、また、検討における人的リソースも限りがある。かかる状況を考慮し、以下の検討プロセスにおける工夫により職員の検討負担軽減を図った。

- PPP/PFI 手法選択フローチャート

PPP/PFI 手法選択フローチャートにおいて、設計、建設、運営等を一括して委託できる事業に対し「施設整備等にかかる初期投資額が概ね 10 億円以上の事業」の条件を満たすものを PFI 事業の対象とした。

- 簡易な検討における定量評価の省略

簡易な検討の実施において、定量評価が困難な場合や 10 億円未満の事業を検討する場合には、定量評価を実施せず定性評価のみとすることを可能とした。

- 詳細な検討の省略

簡易な検討の結果、採用する手法が PFI (BTO、BOT、BOO、RO 等) 又は DBO 等となった場合にのみ、専門的なコンサルタントを活用する詳細な検討を行うこととし、その他の手法は詳細な検討を省略可能とした。

c) 裾野市 PPP/PFI 優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを検討するにあたっては、裾野市との打ち合わせの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインのたたき台を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 裾野市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

裾野市の「裾野市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成としている。

また、「裾野市 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 7 章構成としている。

(ウ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、裾野市の公共施設を分類し、PPP/PFI 手法の導入検討となるか否か情報提供を実施した。

(エ) ガイドラインへ検討・手続きフローを簡略化した事例を整理し資料を提供

20 万人未満の地方公共団体を対象に、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程及びガイドラインの検討・手続きフローを簡略化した事例を調査し、資料を提供した。

(オ) プロポーザルの審査委員会における外部有識者を招聘しない事例資料を提供

公募プロポーザルの審査委員会の審査において、外部有識者を招聘しないガイドラインの事例を調査し、資料を提供した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「裾野市公共施設包括管理業務」について検討を実施した。

a) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

裾野市では、公共施設を維持するとともに、限られた人員・財源の中で、公共施設をより効率的に維持管理し、さらに業務の効率化を図る必要がある。そのため、従来、施設所管部署がさまざまな保守点検ごとに個々に発注している維持管理に係る業務について、複数の施設や業務を一括して委託する公共施設包括管理業務委託の導入に向けて検討している。

(イ) 定性評価

- サウンディングの実施

公共施設包括管理業務委託の実施の可否、民間事業者の参入意向や参入しやすい業務条件、公募条件等を把握することを目的にサウンディング型市場調査（クローズ型）を実施

した。

- サウンディング実施における支援内容

サウンディングを実施するに当たり支援した内容は以下の通り。

- サウンディングにおける既存委託事業者の情報の取扱いについて、他事例を調査し、資料を提供
- サウンディング実施要領や調査項目の確認
- 過年度実施したクローズ型サウンディングの議事録を提供

- サウンディングの結果

サウンディングに参加した 7 者すべてに参加意欲又は参加検討の意思を確認した。また、保守点検業務における金額及び事業者の情報や、対象施設の直近 3～5 年の修繕実績（修繕内容、件数、金額等）を提示してほしいといった意見など、公募資料の作成・検討に当たり有用な意見を確認した。

(ウ) 定量評価

国土交通省「VFM 簡易算定モデル」および「VFM 簡易算定モデルマニュアル」を用いて簡易 VFM を算出のうえ、財政縮減効果が発現することを確認した。国土交通省 PPP/PFI（官民連携）ポータルサイトの案内、入力方法含めたレクを行い、包括管理における VFM 算出シミュレーションを実施し、資料を提供した。

(エ) その他（公募プロポーザルにおける審査委員会の構成）

事業総額が同規模の包括管理委託業務における公募プロポーザルに関して、審査委員会の構成（外部有識者の招聘の有無）を調査・整理し、資料を提供した。

(オ) 総合評価

簡易な検討の定性評価として、官民対話を通じて民間事業者の参加意欲を確認し、公募条件に関する意見や要望を聴取したほか、簡易な定量評価により財政負担削減効果が発現することを確認した。今後、簡易な評価により得られた知見を活用しつつ、公募資料の作成を進めていく必要がある。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 運用における様々な工夫

定量的な事業費基準を定めない対象基準としたことにより、従前までは従来手法を採用していた小規模な事業や施設であっても、幅広く官民連携の対象として拾い上げることにつながるが、一方、幅広く検討するがゆえに無用な職員の負担増も懸念され、その 2 項対立をどう解消するかが課題であった。

上記課題を受け、負担が大きい定量評価などのプロセスを省略可能とするなど、検討プロセスを工夫することで職員負担の軽減を図った。

b) 優先的検討規程の運用に係る課題

(ア) 優先的検討規程・PPP/PFI の基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は施設所管課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが重要である。また、周知と併せて、官民連携全般に関する施設所管課の知識向上の機会を設けることも必要である。

公共施設経営課が、検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し場合によっては施設所管課に対して検討を要請することも重要であるが人的リソースに限りがあることから、

検討主体である施設所管課の職員の積極的な発案を促す仕組みの創出が必要である。

(イ) 小規模案件の検討に適合するガイドライン・規程のブラッシュアップ

今回の支援では検討が完結せず、たたき台レベルの案としての位置付けであり、今後、提示した案をベースに裾野市が独自に完成度を高めていく意向を確認した。裾野市に適合する実践的な優先的検討規程となるよう、適宜ブラッシュアップすることが必要となる。

2.2. 静岡県掛川市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 掛川市における優先的検討規程策定の目的

掛川市では、第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】で「官民連携等の様々な連携により課題解決を図っていく」としており、公共施設マネジメントについても掛川市公共施設等総合管理計画において「民間でのサービス提供が考えられる施設は、民間活力を最大限発揮できるよう公民連携の拡大を図るため、譲渡を含め検討する」とし、「指定管理者制度、PFI等を積極的に取り入れ、民間の技術、ノウハウ、資金等の活用を検討する」としている。

以上より、掛川市は、公共施設等の安心・安全の確保とともに、公共施設等によるサービスを最適かつ持続可能なものとするために積極的にPPP/PFI手法の導入を図るため、PPP/PFI手法導入に関する事業の判断基準や事業化までの手順等を定める「掛川市PPP/PFI優先的検討規程」を策定し、規程に沿った事業検討の指針として、「掛川市公共施設等の民間活力導入ガイドライン」を策定することとした。

b) 掛川市PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイント

(ア) ポイント1：対象事業分野の設定

掛川市において、対象事業分野は、「建築物又はプラントの整備等に関する事業」又は「利用料金の徴収を行う公共施設等の整備等に関する事業」としている。

(イ) ポイント2：対象基準の設定

建設、製造又は改修を含むものについては、「①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」、運営等のみを行うものについては、「②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」としている。

(ウ) ポイント3：検討プロセスと庁内体制の明確化

掛川市においては、「事業担当課」がPPP/PFI手法導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、「資産経営課」が各種の支援・調整を行う体制とした。

(エ) ポイント4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）の積極的活用

掛川市では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント5：民間提案制度の検討方針・手続き等の明記

掛川市は、「掛川市公共施設等の民間活力導入ガイドライン」において、PFI法に基づく民間提案制度及びPFI法に基づかない民間提案制度について検討方針や手続き等を明記した。

(カ) ポイント6：ガイドラインの分冊化

掛川市では、PPP/PFI優先的検討規程に係る章までをまとめた「本編」とPFI法に基づく事業実施の手続き等を定めた「資料編」に分冊化した。

c) 掛川市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討方針及びガイドラインを策定するため、掛川市との打合せの機会を設け、各回で優先的検討方針及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討方針に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 掛川市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

「掛川市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成とした。

また、「掛川市 公共施設等の民間活力導入ガイドライン（本編）」は全 4 章構成、「掛川市 公共施設等の民間活力導入ガイドライン（資料編）」は全 11 章構成とした。

(ウ) 掛川市勉強会の実施

掛川市では、PPP/PFI 手法の導入実績が少なく、職員にノウハウが蓄積されていないことから、PPP/PFI 手法に関する勉強会を開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、掛川市の公共施設を PPP/PFI 手法検討対象となるか否かを整理した資料の提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「未利用公共施設の有効活用」について検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

掛川市では、今後 30 年以内に 9 つの中学校区（小学校 22 校・中学校 9 校）を 9 つの小中学校一貫校に再編する「掛川市学校再編計画」（以下、「学校再編計画」という。）を 2023 年 8 月に策定した。今後、再編が進むに当たり 22 校の廃校（未利用公共施設）が発生することから、当該校舎及び跡地活用の検討を進める必要がある。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

「学校再編計画」に基づき発生する廃校や施設一覧は以下の通り。

図表 2 対象諸室・箇所一覧

| 校名 | 生徒数 | 実学級数 | 校舎 | | 校地面積 |
|------|-----|------|-------|----------------------|-----------------------|
| | | | 建築年 | 建築面積 | |
| 日坂小 | 65 | 6 | 昭和 53 | 1,772 m ² | 18,086 m ² |
| 東山口小 | 151 | 9 | 昭和 56 | 2,985 m ² | 17,037 m ² |
| 西山口小 | 558 | 21 | 昭和 41 | 3,738 m ² | 16,814 m ² |
| 上内田小 | 120 | 7 | 昭和 51 | 2,565 m ² | 20,595 m ² |
| 城北小 | 630 | 25 | 昭和 49 | 5,258 m ² | 25,435 m ² |
| 第一小 | 642 | 25 | 昭和 38 | 4,524 m ² | 22,252 m ² |
| 第二小 | 412 | 18 | 昭和 52 | 4,286 m ² | 19,012 m ² |
| 中央小 | 568 | 23 | 平成 29 | 6,065 m ² | 21,770 m ² |
| 曾我小 | 203 | 10 | 昭和 45 | 2,257 m ² | 14,448 m ² |
| 桜木小 | 689 | 30 | 昭和 55 | 5,861 m ² | 27,515 m ² |
| 和田岡小 | 160 | 8 | 昭和 54 | 3,062 m ² | 21,607 m ² |
| 原谷小 | 220 | 9 | 昭和 46 | 3,274 m ² | 23,474 m ² |
| 原田小 | 55 | 6 | 昭和 55 | 1,794 m ² | 18,100 m ² |
| 西郷小 | 446 | 18 | 昭和 54 | 3,410 m ² | 21,651 m ² |
| 倉真小 | 57 | 6 | 昭和 56 | 1,738 m ² | 16,363 m ² |
| 土方小 | 171 | 7 | 昭和 38 | 3,129 m ² | 18,380 m ² |
| 佐束小 | 141 | 7 | 昭和 56 | 3,195 m ² | 22,365 m ² |
| 中小 | 110 | 7 | 昭和 54 | 2,212 m ² | 20,762 m ² |

| | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-----------------------|------------------------|
| 大坂小 | 365 | 16 | 昭和 47 | 4,911 m ² | 30,005 m ² |
| 千浜小 | 168 | 8 | 昭和 39 | 3,752 m ² | 18,645 m ² |
| 横須賀小 | 310 | 14 | 昭和 49 | 4,700 m ² | 18,841 m ² |
| 大湫小 | 136 | 7 | 昭和 48 | 2,801 m ² | 22,900 m ² |
| 合計 22 校 | 6,377 | 287 | | 77,289 m ² | 456,057 m ² |
| 栄川中 | 118 | 7 | 昭和 53 | 3,304 m ² | 33,360 m ² |
| 東中 | 642 | 23 | 昭和 44 | 5,477 m ² | 30,374 m ² |
| 西中 | 579 | 20 | 昭和 43 | 6,284 m ² | 38,470 m ² |
| 桜が丘中 | 425 | 17 | 昭和 55 | 4,928 m ² | 28,645 m ² |
| 原野谷中 | 130 | 6 | 昭和 36 | 3,323 m ² | 31,707 m ² |
| 北中 | 555 | 20 | 平成 10 | 7,371 m ² | 36,713 m ² |
| 城東中 | 199 | 7 | 昭和 49 | 4,595 m ² | 35,045 m ² |
| 大浜中 | 288 | 11 | 昭和 55 | 6,088 m ² | 35,367 m ² |
| 大須賀中 | 283 | 12 | 平成 14 | 5,824 m ² | 35,699 m ² |
| 合計 9 校 | 3,219 | 123 | | 47,194 m ² | 305,380 m ² |

(イ) 定性評価

- 廃校利活用に関する事例情報を提供
掛川市の人口と同規模の市町にて、廃校利活用における PPP/PFI 事例を調査し、案件検討に際し、特徴・検討経緯・案件形成のポイントなど、参考となる事例を確認した。
- 民間事業者による施設活用提案にかかる方策・アプローチ事例の提供
未利用の公共施設活用に当たり、情報発信方法・民間提案制度・受付窓口等の民間事業者からの提案を募るための方策やアプローチ方法を調査・整理した。

(ウ) 総合評価

今後、具体的な個別施設の利活用の検討を進めていくに当たり、民間提案制度を運用し情報発信を行いながら創意工夫に優れた民間事業者からの提案を募るとともに、地域プラットフォーム等を積極的に活用したうえ民間事業者との官民対話を行うことが重要となる。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) ガイドラインの構成における工夫

掛川市公共施設等の民間活力導入ガイドラインは、職員が手に取りやすいシンプルなガイドラインの構成を意識し策定した。また、本編と資料編に分冊化も行ったことで、PPP/PFI の執行経験がない職員にも一覧して理解ができるよう構成を工夫した。

b) 優先的検討規程の運用に係る課題

(ア) 民間提案制度における庁内連携

庁内の役割分担としては、事業担当課が主体的に検討を行い、それを資産経営課が適宜サポートする体制となっている。民間事業者からの提案があり次第、機動的に受付・検討・推進する体制を整備することが重要となることから、事業担当課と資産経営課が連携することで、効果的な民間提案制度の運用を行うことを期待したい。

(イ) PPP/PFI 手法の組織的な知見獲得

庁内での知見獲得・機運醸成を図る必要があり、継続的な勉強会や研修会などの企画・実行を通して、職員の PPP/PFI 手法導入に係る実務的なノウハウを向上させる必要がある。

2.3. 愛知県知多郡東浦町

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 愛知県知多郡東浦町における優先的検討規程策定の目的

東浦町は公共施設等の維持管理・更新等の取り組み方針をまとめるため、平成 28 年 3 月に

「東浦町公共施設等総合管理計画」を策定した。同計画のなかで、施設の運営費や日常的な建物の維持管理費も含めた経費の削減を図るため、PPP や PFI 等の官民連携手法や指定管理者制度等の民間活力を積極的に活用することとしている。

このような背景から、東浦町において、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「東浦町 PPP/PFI 導入ガイドライン」を策定することとした。

優先的検討規程は、「第 6 次東浦町総合計画」及び「総合管理計画」に基づき、公共施設の新設や維持管理費等の将来的な負担の増加を防ぐため、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討することを示したものである。

東浦町 PPP/PFI 導入ガイドラインは、PPP/PFI 手法の導入を検討・決定・実施する際の統一的な考え方や詳細な手順など PPP/PFI 導入の原則を定めたものである。

b) 東浦町の PPP/PFI 手法導入優先的検討規程を策定する際のポイント

(ア) ポイント 1：対象事業分野の設定

東浦町における対象事業分野は、「建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業」又は「利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業」として

(イ) ポイント 2：対象基準の設定

東浦町の優先的検討の対象とする事業の基準は、建設、製造又は改修を含むものについては、「ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業」、運営等のみを行うものについては、「イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業」、さらに、事業費基準に該当しない事業についても、必要に応じて「ウ 国又は他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで住民サービスの向上又は財政的効果が期待できる事業」を設定した。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制の明確化

東浦町は、事業担当課が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、公共施設等マネジメント担当部署が各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、行政経営会議での協議を経て、町長において政策決定を行うこととしている。

(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）の積極的活用

東浦町では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

c) 東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを策定するにあたっては、東浦町との打合せの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討方針に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の構成

「東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は、全 10 条構成とした。

「東浦町 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 9 章構成とした。

(ウ) 東浦町勉強会の実施

職員向けに PPP/PFI 手法に関する基本事項及び優先的検討規程、ガイドラインの取組みの普及を目的として、庁内勉強会を開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、東浦町の公共施設を PPP/PFI 手法検討対象となるか否かを整理した資料の提供を実施した。

(オ) 地元企業に配慮・優遇を明記した規程の調査

地元企業の配慮・優遇が明記されたガイドライン事例を調査し、資料を提供した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討規程に基づき、「森岡地区拠点施設整備事業（仮称）」について、検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

「森岡地区拠点施設整備事業（仮称）」は、東浦町の「東浦町公共施設再配置計画」において、小学校を中心に学校教育、子育て、学習・交流、福祉、運動、消防・防災機能を集約化し拠点化する事業。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

東浦町が想定する森岡地区拠点施設整備事業（仮称）の基本条件は、以下のとおりである。

図表 3 対象敷地及び対象施設の概要

| | | | | | |
|--------------|-----------------------|------------------------|------------------------|---------|---------------|
| 想定敷地面積 | 21,848 m ² | | | | |
| 建物配置可能面積 | 20,000 m ² | | | | |
| 借地 | 無し | | | | |
| 用途地域 | 市街化区域（第一種中高層住居専用地域） | | | | |
| 指定建蔽率／指定容積率 | 60％／200％ | | | | |
| 災害ハザード | － | | | | |
| 立地適正化計画 | 居住誘導区域 | ○ | | | |
| | 都市機能誘導区域 | － | | | |
| 農振法の位置づけ | － | | | | |
| 高圧線架空 | 無し | | | | |
| 施設名 | 建築年 | 敷地面積 (m ²) | 延床面積 (m ²) | 所管課 | 施設類型 |
| 森岡分団詰所 | 1981 | 189.87 | 99.94 | 防災危機管理課 | 行政施設 |
| 森岡保育園 | 1971 | 4,683.07 | 617.49 | 児童課 | 子育て支援施設 |
| 森岡西保育園 | 1975 | 3,444.57 | 1,337.30 | 児童課 | 子育て支援施設 |
| 森岡児童館 | 1997 | 1,359.00 | 329.02 | 児童課 | 子育て支援施設 |
| 森岡コミュニティセンター | 1980 | 3,449.00 | 788.07 | 生涯学習課 | 社会教育・コミュニティ施設 |
| 森岡老人憩の家 | 1987 | 451.88 | 171.69 | ふくし課 | 保健・福祉施設 |
| 北部ふれあいセンター | 1994 | 1,456.00 | 721.38 | スポーツ課 | 体育施設 |
| 森岡小学校 | 1963 | 20,489.00 | 6,837.50 | 学校教育課 | 体育施設 |

(イ) 定性評価

人口規模が同程度の地方公共団体において、学校教育、子育て、学習・交流、福祉、運動、消防・防災機能等を集約化・複合化の事例を調査し、組織体制・推進体制・その他参考となるポイントを整理したうえ、資料を提供した。また、学校と総合体育館の複合化事例について調査し、事例資料を提供した。

(ウ) 総合評価

官民連携の本格的な検討の開始は、サウンディングを実施する令和7年度を予定している。事例調査により、類似のPFI事業を確認し、今後の課題と対応事項等を整理した。

- サウンディングによる民間意向の把握
民間事業者に対し、情報発信を実施し、対話を重ねることでPFI事業としての成立可能性を見極める必要がある。
- 横断的な組織体制の構築
複合施設整備の検討・推進にあたり、施設所管課やPTAなどの関係組織との都度細かな調整が今後必要となることから、組織横断的なプロジェクトチームを組成したうえ、柔軟かつ機動的な実行体制の構築が必要となる。
- 詳細な定量評価の実施
導入可能性調査を通して、建設単価や活用可能な補助金・交付金、民間借入の有無など、詳細な定量評価実施による財政縮減効果を確認したうえ、最適な事業手法を検討する必要がある。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 官民対話実施の明文化

東浦町では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施をガイドラインに明文化した。

b) 優先的検討規程の運用に係る課題

(ア) 庁内体制の構築

ガイドラインにおいて、庁内体制を明確化したことにより、各事業担当課と公共施設マネジメント担当部署の役割分担が明確になった。今後、所管が複数部署に跨るPFI事業を検討する際、策定した優先的検討規程に基づき、庁内における連携体制が構築され事業検討が円滑に進むことを期待したい。

(イ) 優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は事業担当課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果がある。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

2.4. 広島県府中町

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 府中町における優先的検討規程策定の目的

府中町においては、上記の国の方針や府中町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、官民連携による様々な創意工夫を凝らし、公共施設等の有効活用を推進するに当たり、PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための「府中町PPP/PFI手法導入優先的検討規程」及び「府中町PPP/PFI導入ガイドライン」を令和7年3月に策定する。

優先的検討規程の策定にあたっては、庁内にPPP/PFIに精通した職員がおらず、またPPP/PFIの導入について具体的に検討をした実績もないため、効果的な規程の策定が困難であったことから策定にあたっての助言に加え、規程策定後に実際に運用するにあたって職員の意識醸成、基礎知識の習得を行うこととした。

また、ガイドラインでは、PPP/PFI 手法を導入するに当たり必要となる基礎的な知識に加え、府中町が PPP/PFI 導入を検討・決定・実施する際の統一的な考え方や手順など PPP/PFI 導入の原則を定めた。

b) 府中町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程を策定する際のポイント

府中町の優先的検討規程を策定する際のポイントについては、以下のように整理している。

(ア) ポイント 1：対象事業分野

検討対象事業分野は「建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業」、「利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業」のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業としている。

(イ) ポイント 2：対象基準

優先的検討の対象とする事業の基準は、「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」、「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」と設定することに加え、「③上記の他、国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで町民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」を設定した。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制

事業担当課が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、政策企画課及び管財課が各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、PPP/PFI 庁内検討会での協議・検討を経て、幹部会議において政策決定することを義務付けることとした。また政策企画課及び管財課は、組織横断的な調整を実施し、事業担当課と、関係各課が協議する体制とした。

(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）

府中町では、簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：検討・評価事項と判断基準

優先的検討規程において、簡易定量評価で実施すべき項目である簡易な定量評価と定性的評価方法について、府中町 PPP/PFI 導入ガイドラインにて明確にしている。

図表 4 簡易な検討の内容

| 簡易な検討 | 内容 |
|---------|---|
| 定性的評価方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者への意見聴取（サウンディング型市場調査） ・ 類似事例調査 |
| 定量的評価方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較対象となる PPP/PFI 手法の絞り込み ・ 従来型手法における事業費の設定（PSC の設定） ・ PPP/PFI 手法における削減率等の数値の設定 ・ その他（資金調達コスト、割引率等）の数値の設定 ・ 簡易 VFM の算出の実施 |

c) 府中町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを検討するにあたっては、府中町との打ち合わせの機会

を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 府中町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（案）の構成

府中町の「府中町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成とした。

また、「府中町 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 9 章構成とした。

(ウ) 府中町勉強会の実施

府中町では、PPP/PFI 手法が庁内に浸透していない点が課題であることから、職員向けに PPP/PFI 手法に関する基本事項及び優先的検討規程、ガイドラインの取組みの普及を目的として、庁内勉強会を開催した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「揚倉山健康運動公園再整備事業」について検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

本事業は、揚倉山健康運動公園における再整備事業である。揚倉山健康運動公園と空城山公園との一体的な管理により、利用者の利便性向上や効率的な維持管理・運営の実現を目指し、令和 7 年度事業者公募、令和 8 年度設計・整備、令和 9 年 4 月開業を予定している。そのため、本支援においては、今後の事業者公募を見据え、市場調査を実施し、具体的な事業内容の検討や民間活力導入可能性を調査する。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

揚倉山健康運動公園は、平成 8 年に町内唯一の総合公園としての供用開始以降、町民の健康増進の場及び屋外レクリエーションの場として利用されている。上段グラウンドは令和 3 年 3 月に人工芝化したことで、町民をはじめ多くの人に利用されているが、健康遊具等の施設の老朽化が進行しており改善の余地がある。また、下段グラウンドは上段グラウンドと比べて利用率が低く改善の余地があることから、リニューアルを通じて、公園施設全体としての利用率や魅力向上を図ることを目指している。

加えて、揚倉山健康運動公園と同様に町民の健康増進及び屋外レクリエーションの場として多くの町民に利用されている空城山公園と一体的な管理を行うことで、利用者の利便性向上や効率的な維持管理・運営の実現を目指している。

図表 5 対象施設の概要

| | |
|---------|------------------------------|
| 対象施設 | :WACTORY パーク揚倉山(揚倉山健康運動公園) |
| 所在地 | :広島県安芸郡府中町山田五丁目 5 番 |
| 面積 | :160,211.81 m ² |
| 整備年度 | :1996 年(公園施設)、2002 年(クラブハウス) |
| 用途地域等 | :都市計画区域 第二種住居地域 |
| 容積率 | :200% |
| 建ぺい率 | :60% |
| 駐車場台数 | :81 台 |
| 管理棟延床面積 | :280.32 m ² |
| 対象施設 | :チェリーゴード空城パーク(空城山公園) |
| 所在地 | :広島県安芸郡府中町浜田二丁目 16-23 |
| 面積 | :56,773.00 m ² |
| 建築年度 | :1985 年 |
| 用途地域等 | :都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 |
| 容積率 | :200% |
| 建ぺい率 | :60% |
| 駐車場台数 | :64 台 |
| 管理棟延床面積 | :236.80 m ² |

(イ) 利用者アンケートの実施

揚倉山健康運動公園の魅力向上のために、再整備や利活用促進を行うにあたり、利用状況やニーズの高い整備内容を把握することを目的に、アンケート調査を実施しており、アンケート調査における項目設定及び集計作業を実施した。

図表 6 利用者アンケート概要

| | |
|------|--|
| 調査目的 | PFI手法を導入した都市公園整備において、町民・利用者から既存施設に対する課題や導入を希望する機能等について意見を集め、基本構想策定業務における整備内容等についての検討項目を整理するための資料とする。 |
| 調査方法 | 町の広報誌・公式ホームページ・公式LINEや、揚倉山健康運動公園施設利用者へのアンケート用紙の配布により意見を集め、整理・分析を実施。 |
| 調査結果 | <p>主要な回答結果は以下のとおりである。</p> <p>1 既存施設の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康遊具の老朽化 ・上下段を結ぶ遊歩道の整備 <p>2 新規施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工芝の整備 ・観客席の設置 ・駐車場のコンクリート化 ・飲食店・売店 ・トレーニングルーム |

(ウ) サウンディングの実施

揚倉山健康運動公園と同様に町民の健康増進及び屋外レクリエーションの場として多くの町民に利用されている空城山公園と一体的な管理を行うことで、利用者の利便性向上や効率的な維持管理・運営の実現を目指し、民間事業者の創意工夫を活かした事業化を前提として、よりよい事業の構築を目的として、サウンディングを実施した。

サウンディング実施にあたり、実施要領及び案件概要書を作成するとともに、官民対話におけるファシリテートを実施し、対話結果をとりまとめた。

(エ) 総合評価

揚倉山健康運動公園については、上段グラウンドの整備を契機に、町民のスポーツの実施環境が向上し、利用者が増加している。一体的な施設の魅力向上策を通じて、更なる環境向上によって利用者が増え、運動教育環境の充実や町民の健康増進を図ることを目指し、この実現のために施設の再整備及び利活用推進及び管理運営体制の変更を検討した。

特に、本支援において、定性評価として、施設現状把握や町民アンケート、サウンディングを通じて検討した内容を下記の通り整理した。

- 新たな公園施設の整備

| | |
|------------------|--|
| 揚倉山健康運動公園 下 段 | 人工芝グラウンド、照明、街灯、防球ネット、クラブハウス (トレーニングジム、更衣室、シャワー、観客席など) 飲食店・売店 (民間事業者による整備を想定) |
|------------------|--|

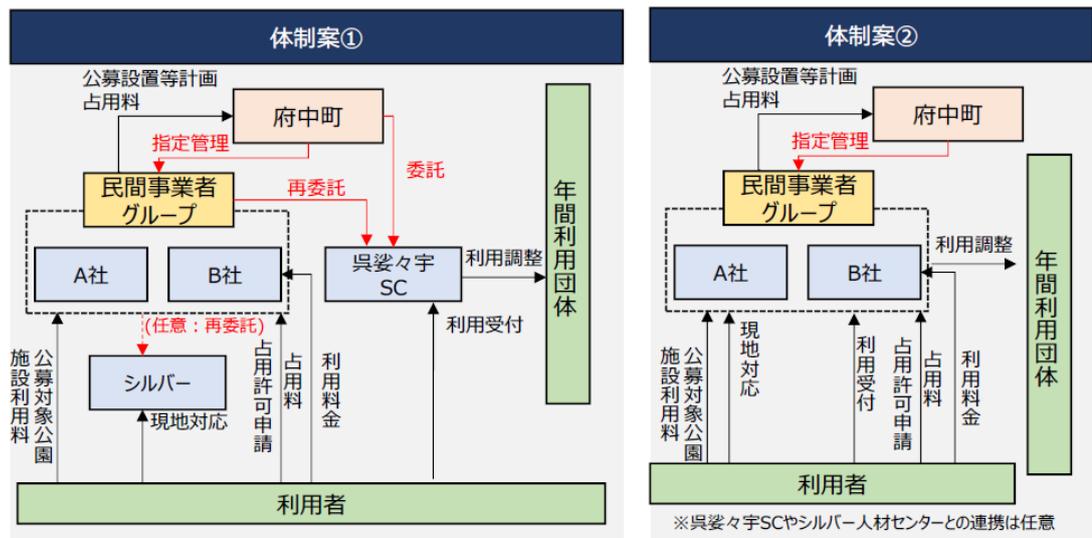
- 既存の公園施設の改修

| | |
|-----------|------------------------------|
| 揚倉山健康運動公園 | 駐車場の改修、入りロゲート改修、公衆トイレの撤去 (クラ |
|-----------|------------------------------|

| | | | |
|-----------|-----|--|---------------------------|
| 下 | 段 | ブハウス内に設置)、法面の樹木伐採 | |
| 揚倉山健康運動公園 | 上 | 徒歩によるアクセスのための階段改修(アジサイロード)、園路の改修、ウォーキングコースの整備・距離表示、健康遊具の改修・増設、クラブハウスの設備改修(カーテン取替、温水シャワー設備更新) | |
| 下 | 段・上 | 共通 | テニスコートの屋根の設置、上下段を結ぶ遊歩道の整備 |

- 屋内プールについて
整備の可否や、特定公園施設とするか公募対象公園施設とするかについて民間事業者の意見を踏まえて 今後検討する。
- 新たな管理体制の想定
民間事業者のノウハウを取り入れ、創意工夫 による管理運営ができる管理体制とすることを想定する。揚倉山運動公園及び空城山公園は一体的な管理運営により、町内の代表的な 2 つの公園における連携を高めると同時に、効率的な管理体制を目指す。
また、現在の委託先である呉娑々宇スポーツクラブやシルバー人材センターとの連携については、以下の 2 案をベースに検討する。

図表 7 管理体制の案



- 想定される事業スキーム
Park-PFI 制度を活用して、選定された事業者グループが特定公園施設・公募対象公園施設を整備した上で、管理・運営を指定管理者制度により実施することを想定する。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

府中町の優先的検討規程では、優先的検討の対象事業を建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業、または利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業においては、「①施設整備費 10 億円以上、②維持管理運営費 1 億円以上」と設定している。

なお、事業費がこれらの基準を下回る事業であっても、「国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで町民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」も対象としているため、事業発案の段階から積

極的に事例調査や官民対話等を行い、PPP/PFI 手法の可能性等を検討することが望まれる。

b) 事業担当課を支援する庁内体制の組成

府中町では、政策企画課及び管財課の 2 課（優先的検討規程のとりまとめ課）をはじめ、関係課が事業担当課を支援する。今後、優先的検討規程を活用する中で、2 課が事務局として各種連絡調整や検討会の運営等を担い、PPP/PFI 事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業担当課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。また、2 課の連携自体も重要となる。

c) 優先的検討規程・PPP/PFI の基礎知識等に関する定期的な庁内周知と地域プラットフォームへの積極的参加

優先的検討は事業担当課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果がある。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

また、優先的検討規程の周知と合わせ、PPP/PFI 全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、国土交通省が主催する「中国ブロックプラットフォーム」における研修への参加、地域プラットフォームへの参加等）を設ける必要がある。

府中町では、知識向上の機会として、今年度より PPP/PFI に関する受講型の研修を庁内で実施しているが、なかなか浸透しない点が課題として挙げられ、定期的に対話型の研修も実施していくことが効果的であると考えられる。さらに、制度所管課が、検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、場合によっては、検討を要請することも重要である。

併せて、事業発案段階で事業実施可否を協議する検討会や PPP/PFI 導入・実施における最終意思決定を担う幹部会議において正確かつ円滑な検討を行うために、本会議体を含めた庁内研修会や個別研修会を実施することも重要である。

3. 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点

他の地方公共団体が優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見より、以下のとおり整理した。

3.1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点

(1) 対象となる事業の設定

本事業で支援した地方公共団体（裾野市、掛川市、東浦町、府中町）においては、内閣府が示す対象事業費基準に該当しない事業が多いが、内閣府が示す対象事業費の基準から変更するためには理由付けが必要であり、対象事業費を引き下げる客観的な根拠が乏しいとの意見があった。

優先的検討の対象とする事業の基準は、対象事業分野毎に、PPP/PFI 導入効果と担当職員の事務負担のバランスを踏まえ、それぞれの地方公共団体の実態に見合う独自の基準を設定することが求められる。

(2) 検討プロセスと庁内体制の整理

本事業で支援した地方公共団体（裾野市、掛川市、東浦町、府中町）においては、首長や副首長が関与する組織体もしくは庁議で意思決定することとなっており、PPP/PFI 事業の推進においては首長のリーダーシップが重要となる。

また、実務者レベルにおいて優先的検討をより円滑に進めるためには、全庁的に事業の状況を把握できる部署が「とりまとめ課」として、事業担当課をサポートする体制を構築することが有効と考えられる。

(3) 定性評価における官民連携

担当職員にとって、事業検討段階における情報開示には心理的ハードルも高いことから、地域プラットフォームという公平性・透明性を担保された場を活用することで、情報開示及び意見交換が容易になる。

情報開示や意見交換を重ねることは、民間事業者の参画意向にも関わる重要なポイントであり、検討する PPP/PFI 事業についてより深度のある定性評価につながるため、地域プラットフォームを設置し地方公共団体職員と民間事業者との活発な交流が促進される場を設けることで、優先的検討規程策定・運用との相乗効果が見込まれる。

また、民間目線からの事業性、民間事業者の参画意向の把握が重要であることから地域プラットフォームや官民対話を活用し、官民対話を通じて民間活用の見込みの可否を判断することが有効である。

(4) 優先的検討規程における民間提案制度の明記

民間提案制度については、企画段階から民間事業者が事業にかかわることによって、公共施設等の整備等を、地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される。優先的検討規程策定にあたって民間提案制度についても規定することにより、事業担当課からの発案だけでなく、民間事業者のニーズに沿った事業発案に対する検討フローを職員が理解し、より活発な PPP/PFI 手法の検討に寄与すると考えられる。

なお、PFI 法に基づく民間提案制度及び PFI 法に基づかない民間提案制度における検討フロー・庁内体制を明確化することも重要と考えられる。

3.2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点

(1) 庁内における周知

事業担当課の業務は多岐にわたることが想定されるため、負担軽減に配慮した検討手続きとすることが望ましく、また、簡易な検討の段階においては、定量評価が困難な場合も想定される。そのため、導入可否の判断においては、定量評価に限定せず、官民対話等を通じて把握可能なサービス水準の向上や社会的な価値等、定性的な事業効果に重点をおいた評価方法とすることで、優先的検討規程の実行性を高めることができる。

(2) 地域企業の PPP/PFI 事業への理解促進

地方公共団体において、PPP/PFI 事業へ地元事業者が参画できない懸念について語られることがある一方で、ローカル PFI の視点からも地域企業の参画は重要である。人口規模の小さい地方公共団体では、これまで PPP/PFI 事業の実績は少なく、地域企業の PPP/PFI 事業に対する理解促進やノウハウ蓄積を支援することが効果的と考えられる。

地域企業の PPP/PFI 事業に対する理解促進やノウハウ蓄積の支援にあたっては、地域プラットフォーム等を活用し、地域企業に対して PPP/PFI に関する最新情報が得られる機会やコンテンツ等を提供することが考えられる。

また、地域企業の理解促進を図るためには、地域企業が実際に PPP/PFI 事業に参画することも重要である。PPP/PFI 事業に不慣れな地方公共団体においては、地域企業との対話を重ね、地域企業が前向きに参加検討できる公募要綱等を整理することも必要である。地域企業の参画を促進するには、地域プラットフォームを活用し、大手事業者と地域企業の交流やマッチングの場を創出し、段階を経て地域企業の PPP/PFI 事業への関与度合いを高めていくことが有効であると考えられる。

3.3. 現行の手引類で改善を検討すべき点

(1) 優先的検討規程の位置づけについて

本事業で支援した地方公共団体（裾野市、掛川市、東浦町、府中町）において、「優先的検討規程」として策定した場合、条例により議会承認などが必要になるとの意見が挙がった。現状、「規程」「方針」「指針」と、定義は自治体により様々であり、「規程」とするか否かについては、各自治体における判断に委ねられている。

条例により議会承認等が必要な「規程」として策定する場合、議会への議案提出が必要となり、職員の事務手続きが発生する一方で、運営が明確になり全庁的に取り組みが促進される。

地方公共団体が抱える職員不足、財政負担の軽減などの課題に対し、全庁的に高い意識を持った上で、PPP/PFI 手法を優先的に検討する必要があることから、優先的検討規程は議会承認を得る形式で策定されるのが好ましいと考えられる。

(2) 優先的検討の対象外事業について

内閣府が示す優先的検討規程の対象事業の例外は、一般の地方公共団体の職員では一見して判断できないものも多い。従って優先的検討の対象事業の例外となる事業を明確化することで、実務において職員の判断が容易になると考えられる。

(3) 優先的検討の対象事業の事業費基準について

小規模な地方公共団体では、内閣府が示す「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」に記載のある「事業費の総額が 10 億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）、単年度の維持管理運営費等が 1 億円以上の事業」に該当するものがなく、PFI になじ

む施設が殆どない状況である。

対象事業費を引き下げる優先的検討規程の策定に当たり課題となるのは、①施設所管課の負担が増加すること、②優先的検討規程の運用に当たり施設所管課が検討しているかどうかモニタリングにかかる負担が増加すること、以上の2点が挙げられる。

①については、検討プロセスを工夫することにより施設所管課の負担軽減が図られると考えられ、②については、モニタリングにおける人的リソースが限られる場合には、施設所管課の自発的な検討を促進する仕掛けを講じる必要がある。

4. PPP/PFI 事業への地域の企業の参画状況等の整理

内閣府が提供する資料を基に、「PPP/PFI 事業への地域の企業の参画状況等の整理」について、資料を以下のとおり整理した。

図表 8 PPP/PFI 事業への地域の企業の参画状況等の整理

| PFI事業における地域企業の参画状況(令和5年度) | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------------|------|-------|---------------|------|------|------|---------|------|--------|-------|
| ○令和5年度のPFI事業における地域企業の参画状況は、地域企業が参画している事業は、96%(47/49件) 地域企業が代表企業として参画している事業は、49%(24/49件)。 ○事業規模別に見ると、地域企業が代表企業として参画している事業は、100億円以上の事業では20%(2/10件)、10億円以上100億円未満の事業では50%(17/34件)、10億円未満の事業では100%(5/5件)。 | | | | | | | | | | | | |
| 分野 | 事業規模 | 契約金額(落札金額) | | | | | | | | | | |
| | | 10億円未満 | | | 10億円以上100億円未満 | | | | 100億円以上 | | | |
| 文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等) | | 3/3社 | 2/7社 | 2/5社 | 1/1社 | 6/6社 | 1/5社 | 3/3社 | 2/5社 | 0/2社 | 14/17社 | 5/10社 |
| | | | 0/5社 | 2/4社 | 3/9社 | 2/7社 | 3/5社 | 2/3社 | 4/8社 | 2/8社 | 3/8社 | |
| | | | 1/5社 | 8/11社 | | | | | | | | |
| 医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等) | | | 3/3社 | | | | | | | | | |
| 環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等) | | | 1/6社 | | | | | | 3/7社 | 4/9社 | 3/9社 | |
| 経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等) | | 1/2社 | 7/7社 | 1/2社 | 2/5社 | 1/4社 | 7/8社 | 1/6社 | | | | |
| | | 1/1社 | 2/3社 | 3/3社 | 2/4社 | 2/2社 | 6/7社 | 5/5社 | | | | |
| | | 3/3社 | 2/5社 | 5/9社 | 7/7社 | 2/4社 | 4/5社 | | | | | |
| インフラ (上下水道、空港、道路、河川等) | | 1/1社 | | | | | | | | | | |
| 行政 (庁舎、宿舍、防災施設等) | | | 3/6社 | | | | | | | | | |

令和5年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、以下の事業を除く49事業について、選定グループにおける地域企業*の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。
 ・事業主体が国等
 ・コンセッション方式
 ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市
 *地域企業:当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例:選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数/全構成企業数

■:地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業 □:地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業 ○:地域企業が参画していない事業

(参考)地域企業の参画状況(H28~R5)

○PFI事業*1における地域企業*2の参画状況

| 区分 | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | R1年度 | | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | | R5年度 | |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 地域企業が参画 | 地域企業が代表企業として参画 |
| 件数(割合) | 27/33 81.8% | 14/33 42.4% | 38/41 92.7% | 17/41 41.5% | 50/58 86.2% | 30/58 51.7% | 41/47 87.2% | 22/47 46.8% | 39/41 95.1% | 15/41 36.6% | 44/51 86.3% | 21/51 41.2% | 48/51 94.1% | 25/51 49.0% | 47/49 95.9% | 24/49 48.9% |

○事業規模別のPFI事業*1における地域企業*2の参画状況(地域企業が代表企業として参画)

| 事業規模 | H28年度 | | | H29年度 | | | H30年度 | | | R1年度 | | | R2年度 | | |
|--------|---------------|----------------|---------------|--------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---|----------------|--------------|---------------|---------------|-------------|
| | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 |
| 件数(割合) | 5/5 100.0% | 8/21 38.1% | 1/7 14.3% | 3/4 75.0% | 13/30 43.3% | 0/6 0.0% | 8/12 66.7% | 19/38 50.0% | 3/8 37.5% | 7/9 77.8% | 14/29 48.3% | 1/7 14.3% | 7/10 70.0% | 8/25 32.0% | 0/6 0.0% |
| 事業規模 | R3年度 | | | R4年度 | | | R5年度 | | | *1 各年度に契約が締結された事業のうち、以下の事業を除く ・事業主体が国等 ・事業手法がコンセッション方式 ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市 *2 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業 | | | | | |
| | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | 10億円未満 | 10億円以上100億円未満 | 100億円以上 | | | | | | |
| 件数(割合) | 3/4 75.0% | 16/35 45.7% | 2/12 16.7% | 3/9 33.3% | 5/17 29.4% | 17/25 68.0% | 5/5 100.0% | 17/34 50.0% | 2/10 20.0% | | | | | | |

令和5年度におけるPFI事業受注動向

令和5年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、以下の事業を除く49事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

➤ 地域企業※が参画している事業 : 96% (47/49件) ※地域企業: 当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業
 ➤ 地域企業※が代表企業として参画している事業 : 49% (24/49件)

凡例: (上段) 選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数/全構成企業数
 (中段) 代表企業の属性 (地域or地域外)
 (下段) 事業を実施する都道府県

| 分野 | 契約金額 (落札金額) | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | 10億円未満 | | | | | | | | 100億円以上 | | | |
| 文化社会教育 (学校施設、集会所、スポーツ施設等) | 3/3社 (18)地域 東京都 | 2/7社 (3)地域外 山梨県 | 2/5社 (11)地域外 埼玉県 | 1/1社 (12)地域 東京都 | 6/6社 (16)地域 富山県 | 1/5社 (20)地域外 静岡県 | 3/3社 (27)地域 三重県 | 0/5社 (28)地域外 滋賀県 | 2/5社 (4)地域外 福島県 | 0/2社 (7)地域外 埼玉県 | 14/17社 (9)地域 埼玉県 | 5/10社 (26)地域外 愛知県 |
| 医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等) | | 2/4社 (32)地域外 大阪府 | 3/9社 (38)地域外 岡山県 | 2/7社 (40)地域外 香川県 | 3/5社 (41)地域 徳島県 | 2/3社 (42)地域外 高知県 | 1/5社 (46)地域外 長崎県 | 6/11社 (51)地域外 沖縄県 | 4/8社 (36)地域 鳥取県 | 2/8社 (44)地域外 長崎県 | 3/8社 (60)地域外 兵庫県 | |
| 環境衛生 (畜場、廃棄物処理施設等) | | 1/6社 (36)地域外 奈良県 | | | | | | | 3/7社 (10)地域外 埼玉県 | 4/9社 (21)地域外 静岡県 | 3/9社 (40)地域外 大分県 | |
| 経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等) | 1/2社 (6)地域 茨城県 | 7/7社 (1)地域 北海道 | 1/2社 (5)地域 茨城県 | 2/5社 (9)地域外 埼玉県 | 1/4社 (16)地域外 福井県 | 7/8社 (18)地域 静岡県 | 1/6社 (19)地域外 静岡県 | 2/3社 (22)地域 静岡県 | | | | |
| インフラ (上下水道、空港、道路、河川等) | 3/3社 (38)地域 広島県 | 3/3社 (23)地域 愛知県 | 2/4社 (24)地域外 愛知県 | 2/2社 (25)地域 愛知県 | 6/7社 (31)地域 大阪府 | 5/5社 (38)地域 大阪府 | 2/5社 (34)地域 兵庫県 | 5/9社 (43)地域 長崎県 | | | | |
| 行政 (庁舎、宿舍、防災施設等) | 1/1社 (63)地域 青森県 | 7/7社 (46)地域 熊本県 | 2/4社 (47)地域外 熊本県 | 4/5社 (48)地域 大分県 | | | | | | | | |

令和5年度 PPP事業における地域企業の参画状況

○市区町村を対象に実施した令和5年度に契約締結したPPP事業に関するアンケートの結果、令和5年度のPPP事業における地域企業の参画状況は、地域企業が参画している事業は、64% (58/91件)。
 ○事業規模別に見ると、地域企業が参画している事業は、100億円以上の事業では78% (7/9件)、1億円以上100億円未満の事業では70% (44/63件)、1億円未満の事業では31% (5/16件)。

| 分野 | 事業規模 | 契約金額 (不明) | 契約金額 (落札金額) | | | | | | | | | |
|--|------|-----------|-------------|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | | | 1億円 | | | | | | | | 100億円～ | |
| 文化社会教育 (学校施設、集会所、スポーツ施設等) | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | 地域 | 地域 |
| | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | | |
| | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | | |
| | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | | |
| 環境衛生 (畜場、廃棄物処理施設等) | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | | | 地域 | 地域 |
| | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | | | 地域 | 地域外 |
| 経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等) | 地域外 | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | | | | |
| | | | 地域外 | | 地域 | 地域 | 地域 | | | | | |
| インフラ (上下水道、空港、道路、河川等) | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | | | 地域 | |
| | | | 地域外 | | 地域 | 地域 | 地域外 | 地域外 | | | | |
| 行政 (庁舎、宿舍、防災施設等) | | | 地域外 | | 地域 | 地域 | 地域外 | | | | | |
| | | | 地域外 | | 地域 | 地域 | 地域外 | | | | | |
| その他 (公有地跡地活用等) | 地域 | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | | 地域 | 地域外 |
| | | | 地域 | 地域外 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 | 地域外 | | | |

地方公共団体が令和5年度に契約締結したPPP事業(DB、DBO、公的不動産有効活用等)における地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。 ※地域企業: 当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業 ※参画が未定の事業は除く

凡例: : 地域企業が参画している事業 : 地域企業が参画していない事業

5. セミナー・説明会開催の運営補助

公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナーを計 4 回開催し、運営補助を実施した。

5.1. 「第 1 回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助

(1) 開催概要

内閣府が開催する第 1 回「PPP/PFI に関する基礎セミナー」の運営補助を行った。開催概要は、以下のとおりである。

図表 9 開催概要

| | |
|------------|--|
| セミナー名 | 公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー |
| 開催日時 | 1 日目：令和 6 年 8 月 21 日（水）10:30～14:45 2 日目：令和 6 年 8 月 22 日（木）10:30～14:45 |
| 募集期間 | 令和 6 年 7 月 10 日（水）～令和 6 年 8 月 15 日（木） |
| 開催場所 | Zoom ウェビナー（発信場所：株式会社 YMFG ZONE プラニング 東京オフィス） |
| 応募件数 | 1 日目：826 件（Zoom ウェビナー接続件数（※）：692 名） 2 日目：824 件（同上：611 名） （※）最大参加人数（一部のみの視聴も含む） |
| セミナー 次第 | <p><u>[1 日目]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30～10:35：開会挨拶 内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 鈴木 祥弘 氏 ・ 10:35～11:15：PPP/PFI 推進の必要性・メリット 特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長 植田 和男 氏 ・ 11:15～11:30：質疑応答 ・ 11:30～11:50：国土交通省の主な支援制度 国土交通省 総合政策局社会資本政策課 課長補佐 長内 正宏 氏 ・ 11:50～12:00：質疑応答 ・ 13:15～13:45：北海道南幌町における PPP/PFI の取組 まちづくり課地域振興係 係長 前田 洋佑 氏 ・ 13:45～14:00：質疑応答 ・ 14:00～14:30：山口県周南市における PPP/PFI の取組の実状 都市整備部公園花とみどり課 主査 赤松 透 氏 ・ 14:30～14:45：質疑応答 <p><u>[2 日目]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30～10:50：PPP/PFI の案件形成の進め方 株式会社 YMFG ZONE プラニング マネージャー 杉尾 亮輔 氏 ・ 10:50～11:00：質疑応答 ・ 11:00～11:30：三重県多気町における PPP/PFI の取組 企画調整課商工観光係 係長 青木 和之 氏 ・ 11:30～11:45：質疑応答 ・ 13:15～13:45：富山市における PPP/PFI の失敗・反省と現在地 |

| | |
|--|---|
| | 企画管理部行政経営課官民連携・公共施設マネジメント係 係長 廣木 美徳 氏 ・ 13:45～14:00 : 質疑応答 ・ 14:00～14:15 : 内閣府の支援制度等 内閣府民間資金等活用事業推進室 政策調査員 竹下 麗歌 氏 ・ 14:15～14:25 : 質疑応答 ・ 14:25～14:40 : PFS の紹介 内閣府 PFS 推進室 企画官 網田 知泰 氏 |
|--|---|

5.2. 「第2回公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー」の運営補助

(1) 開催概要

内閣府が開催する第2回「PPP/PFIに関する基礎セミナー」の運営補助を行った。開催概要は、以下のとおりである。

図表 10 開催概要

| | |
|--------|---|
| セミナー名 | 第2回公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー～導入可能性調査の事例と実践方法を学ぶ～ |
| 開催日時 | 令和6年12月6日(金) 10:30～14:55 |
| 募集期間 | 令和6年10月31日(水)～令和6年12月5日(木) |
| 開催場所 | Zoom ウェビナー (発信場所: 株式会社 YMFG ZONE プラニング 東京オフィス) |
| 応募件数 | 831件 (Zoom ウェビナー接続件数 (※): 738名) (※) 最大参加人数 (一部のみの視聴も含む) |
| セミナー次第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30～10:35 : 開会挨拶 内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 鈴木 祥弘 氏 ・ 10:35～10:55 : PPP/PFI の基礎と検討プロセスについて 株式会社 YMFG ZONE プラニング 地域マネジメント事業部 マネージャー 杉尾 亮輔 氏 ・ 10:55～11:05 : 質疑応答 ・ 11:05～11:20 : 各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備事業における民間活力導入可能性調査の取り組み 岐阜県各務原市 教育委員会事務局 学校施設課 課長 兼 教育施設整備推進室 参事 福手 芳尚 氏 ・ 11:20～11:30 : 質疑応答 ・ 13:15～13:30 : 民間資金等を活用した島崎・浜町 ウォーターフロントエリアの活性化に向けて 京都府宮津市 企画財政部財政課 担当課長 長澤 嘉之 氏 ・ 13:30～13:40 : 質疑応答 ・ 13:40～13:55 : 石井町・神山町・板野町による広域火葬場整備 PFI 等導入可能性調査 |

| | |
|--|--|
| | <p>徳島県石井町 総務課 課長 桃井 淳 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13:55～14:05 : 質疑応答 ・ 14:05～14:20 : 上下水道事業と道路事業の PPP/PFI の導入可能性調査から 見えた課題 <p>大分県杵築市 上下水道課上水道工務係 主任 佐藤 敦紀 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14:20～14:30 : 質疑応答 ・ 14:30～14:45 : 導入可能性調査に係る内閣府の支援制度等 <p>内閣府 民間資金等活用事業推進室 門野 愛 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14:45～14:55 : 質疑応答 |
|--|--|

5.3. 「第3回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」の運営補助

(1) 開催概要

内閣府が開催する第3回「PPP/PFIに関する基礎セミナー」の運営補助を行った。開催概要は、以下のとおりである。

図表 11 開催概要

| | |
|--------|--|
| 説明会 | 第3回公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー～案件形成の全体像とプロセスを学ぶ～ |
| 開催日時 | 令和7年1月24日（金）10:30～15:20 |
| 募集期間 | 令和6年12月24日（火）～令和7年1月22日（水） |
| 開催場所 | Zoom ウェビナー (発信場所：株式会社長大の本社会議室) |
| 応募件数 | 891件（Zoom ウェビナー接続件数（※）：768名） （※）最大参加人数（一部のみの視聴も含む） |
| セミナー次第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30～10:35 : 開会挨拶 内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 鈴木 祥弘 氏 ・ 10:35～10:40 : PPP/PFI 事業の案件形成の全体像 株式会社 長大 まちづくり事業部 PPP 推進部 部長 道木 健 氏 ・ 10:40～10:45 : 質疑応答 ・ 10:45～11:05 : PPP/PFI 事業の案件形成（計画の策定～事業化に向けた 取組まで）のポイント 広島県廿日市市 公共施設マネジメント課 マネジメント係 企画員 川下 晃一 氏 ・ 11:05～11:20 : 質疑応答 ・ 11:20～11:40 : PPP/PFI 事業の案件形成（導入可能性調査～事業者選定 まで）のポイント 株式会社 長大 まちづくり事業部 PPP 推進部 部長 道木 健 氏 ・ 11:40～11:55 : 質疑応答 ・ 13:15～13:35 : PPP/PFI 事業の案件形成（案件発掘からチーム組成、事 |

| | |
|--|--|
| | <p style="text-align: center;">業戦略の構築、事業推進)のポイント</p> <p>株式会社 フジタ 経営改革統括部 経営改革推進部 藤澤 紀子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13:35～13:50 : 質疑応答 ・ 13:50～14:10 : PPP/PFI 廿日市市の事例を題材に案件形成から供用開始までの実務や供用開始後の施設の姿 (実態) <p>株式会社 東急コミュニティー 営業開発本部 PPP 営業部 営業チーム吉田 英朗 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14:10～14:25 : 質疑応答 ・ 14:35～15:20 : 筏津地区公共施設再編事業の現状と今後の展望 <p>広島県廿日市市 公共施設マネジメント課 マネジメント係 企画員 川下 晃一 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14:35～15:20 : 講師による意見交換 <p>株式会社 長大 まちづくり事業部 PPP 推進部 部長 道木 健 氏 広島県廿日市市 公共施設マネジメント課 マネジメント係 企画員 川下 晃一 氏</p> <p>株式会社 フジタ 経営改革統括部 経営改革推進部 藤澤 紀子 氏 株式会社 東急コミュニティー 営業開発本部 PPP 営業部 営業チーム 吉田 英朗 氏</p> |
|--|--|

5.4. 「第4回公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー」の運営補助

(1) 開催概要

内閣府が開催する第4回「PPP/PFIに関する基礎セミナー」の運営補助を行った。開催概要は、以下のとおりである。

図表 12 開催概要

| | |
|--------|---|
| 説明会 | 第4回公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー～内閣府の支援制度と活用状況～ |
| 開催日時 | 令和7年2月14日(金) 10:30～16:25 |
| 募集期間 | 令和7年1月15日(水)～令和7年2月12日(水) |
| 開催場所 | Zoom ウェビナー (発信場所: 株式会社 YMFG ZONE プラニング 東京オフィス) |
| 応募件数 | 643件 (Zoom ウェビナー接続件数 (※): 476名) (※) 最大参加人数 (一部のみの視聴も含む) |
| セミナー次第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30～10:35 : 開会挨拶 内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 鈴木 祥弘 氏 ・ 10:35～10:50 : PPP/PFI 推進の必要性と内閣府の支援制度の位置づけ 内閣府民間資金等活用事業推進室 参事官補佐 北村 明政 氏 ・ 10:50～11:00 : 質疑応答 ・ 11:00～11:20 : 地域プラットフォームの概要と形成・運営支援 |

| | |
|--|--|
| | <p>内閣府民間資金等活用事業推進室 政策調査員 竹下 麗歌 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11:20～11:30 : 質疑応答 ・ 13:15～13:35 : 地域プラットフォーム設置・運営を通して 愛知県岡崎市 総合政策部企画課 主任主査 伊藤 雄太 氏 ・ 13:35～13:45 : 質疑応答 ・ 13:45～14:05 : 模索し続ける小規模自治体の地域プラットフォーム 活用術 ～施設所管課をその気にさせるきっかけ作り～ 静岡県裾野市 総務部公共施設経営課 主席主査 高橋 徹 氏 ・ 14:05～14:15 : 質疑応答 ・ 14:15～14:35 : 優先的検討規程の概要と策定・運用支援 内閣府民間資金等活用事業推進室 行政実務研修員 門野 愛 氏 ・ 14:35～14:45 : 質疑応答 ・ 14:55～15:15 : 優先的検討規程策定・運用のポイント 福島県会津若松市 財務部公共施設管理課 主幹 宮下 昌史 氏 ・ 15:15～15:25 : 質疑応答 ・ 15:25～15:45 : 北海道中富良野町優先的検討ガイドライン 策定・運用のポイント 北海道中富良野町 企画課 主幹 松本 健司 氏 ・ 15:45～15:55 : 質疑応答 ・ 15:55～16:15 : 高度専門家による課題検討支援の概要と活用事例 内閣府民間資金等活用事業推進室 主査 土井 海志 氏 ・ 16:15～16:25 : 質疑応答 |
|--|--|

5.5. セミナー年間プログラム「公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー(全4回)」 に対するアンケート

(1) アンケート調査

a) 実施概要

全4回の「公共施設マネジメントに関する PPP/PFI 入門セミナー」開催後に実施したアンケート調査の結果を整理する。

アンケート調査の実施概要は、以下のとおりである。

図表 13 アンケート調査実施概要

| | |
|---------|---|
| 調 査 期 間 | 令和7年2月17日(月)～ 令和7年2月19日(水) |
| 調 査 対 象 | 全4回のセミナーのいずれか、もしくは複数回に参加した、全ての地方自治体・民間事業者 2,088 件 |
| 調 査 内 容 | セミナーの参加理由、満足度、参加経緯等 |
| 回 答 者 数 | 351 件 (回答率 16.8%) |

b) アンケート調査結果

全4回のセミナーのいずれか、もしくは複数回に参加した、全ての地方自治体・民間事業者 2,088 件にアンケートを送付し、351 件のアンケート結果を回収(回答率約 16.8%)した。

①参加者属性

アンケートの回答者のうち、地方公共団体の職員は全体の約 81.8%となっている。

また地方公共団体の職員のうち、企画課・財政課等のとりまとめ課と事業課の割合はそれぞれ約 50%ずつとなった。

②セミナーに参加した理由

アンケートの回答者がセミナーに参加した理由については、「公共施設マネジメントに関して、知識や理解を深めたいと思ったから」との回答が 172 件と最多となった。また「PPP/PFI の具体的な案件に取り組んでおり、実践に活かせる情報を得たいと思ったから」「PPP/PFI に興味や関心があり、役立ちそうと思ったから」もそれぞれ 100 件以上の回答があり、PPP/PFI にこれから取り組む、または既に取り組んでいる人に関心を持ってもらえるようなテーマ設定となっていたと考えられる。

③参加回数

アンケートの回答者のうち半数以上が、今年度開催した計 4 回のセミナーのうち 2 度以上セミナーに参加したと回答した。また回答者全体のうち約 9.1%は 4 回全てのセミナーに参加したと回答している。

④参加したセミナー

前の設問でセミナーに 1 度参加したと回答した人は、第 1 回または第 2 回セミナーに参加している場合が多く、複数回セミナーに参加した人は第 3 回セミナーに参加していた場合が多かった。合計すると第 4 回セミナーを除き徐々に参加者数は増加傾向にあった。

⑤最も満足度が高かったセミナー

アンケートの回答者に、開催した中で最も満足度が高かったセミナーを調査したところ、「第 3 回セミナー」と回答した割合が 35.7%と最多となっており、次いで「第 1 回セミナー」と回答した割合が 30.8%となっている。

満足度が高かった理由について、4 回全てのセミナーで事例紹介が参考になったとの意見が多く挙げられた。その他には PPP/PFI の基礎的な知識習得につながった点や各種支援制度について理解できた点、実務に活かしやすい具体的な話を聞くことができた点等が挙げられている。

満足度が高かった第 3 回セミナーは、1 つの事例を官民双方の視点から説明されており、具体的かつ実務に活かしやすい内容であったことが高く評価されていると考えられる。

⑥セミナーを知ったきっかけ

アンケートの回答者が本セミナーを知った経緯については、「(内閣府からの) 都道府県や政令指定都市への案内」との回答が 155 件と最多であった。2 番目に回答が多かった

「PPP/PFI 地域プラットフォーム通信」の倍の件数であり、都道府県や政令指定都市への案内は訴求力が高いことが伺える。

⑦今後の企画運営に向けて

今後の企画運営に向けて、参加してみたいプログラムや聞いてみたいセミナーテーマを調査した。

アンケートの回答者からは、ウォーターPPP やスモールコンセッション、Park-PFI といった国が推進している事業手法の紹介を希望する意見や、道路や火葬場等といった特定分野での官民連携について取り上げてもらいたいとの意見が挙げられた。また、PPP/PFI の基礎や

実務につながる知識の習得、事例紹介といった今年度満足度が高かったプログラムは、次年度も実施を希望する意見が多く寄せられている。

⑧プログラム全体を通しての意見、ならびに PPP/PFI についての意見・質問

これまでの設問以外での意見、質問を整理した。セミナーについては動画や資料を後から見直せるよう、アーカイブ化してもらいたいとの意見が複数挙がった。

6. 内閣府からの提供情報のとりまとめ

内閣府が提供する資料を基に、「協定プラットフォーム及び地方ブロックプラットフォームにおける講演者に係る情報整理（令和5年度及び令和6年度）」について、協定プラットフォーム及び地方ブロックプラットフォームに登壇した講演者に係る以下の情報を整理した。

図表 14 協定プラットフォーム及び地方ブロックプラットフォームにおける講演者に係る情報整理
(令和5年度及び令和6年度)

| 整理項目 | |
|----------------------------|------|
| ➤ 分類 | |
| ➤ 氏名 | |
| ➤ ふりがな | |
| ➤ 所属 | |
| ➤ 役職 | |
| ➤ 講演を実施したプラットフォーム | |
| ➤ 講演のイベント名／日時／テーマ | |
| ➤ その他講演実績（講演のイベント名／日時／テーマ） | |
| ➤ 経歴 | |
| ➤ これまで担った実務 | |
| ➤ 共有できる知識・経験等 | |
| ➤ 備考 | |
| 整理結果 | 人数 |
| 総数 | 168名 |